

## 小学校運動部活動状況調査まとめ（2019.2.13現在）

熊本市立小学校数 92校

項目	校数	割合	部数	割合	
H30運動部活動設置数（総合運動部を除く）	76		266		
内 訳	H31単一運動部活動設置数	53	70.0%	98	36.8%
	社会体育へ移行（ ）			107	40.2%
	H30で廃部			61	22.9%

## 形態別社会体育への移行状況

団体	部数	割合
体協主管のクラブチーム	43	40.2%
体協主管のスポーツ少年団 (体協主管のクラブチームでスポーツ少年団として登録しているもの)	15	14.0%
総合型地域スポーツクラブ	35	32.7%
上記以外のクラブチーム (保護者や地域で運営するクラブチーム等)	14	13.1%
合計	107	100.0%

## 総合運動部の設置状況

状況	校数	割合
H30総合運動部設置	38	41.3%
H31総合運動部設置予定	26	28.3%
H31には設置しないことを決定	28	30.4%
合計	92	100.0%

## 社会体育移行に向けての支援内容

### 1 活動環境の支援

#### (1) 学校施設等使用料の減免

活動環境の支援として、総合型地域スポーツクラブ、PTA、校区体育協会等の組織に対し、活動場所の優先確保や小中学生の活動に対する施設使用料の減免などを行っており、社会体育へ移行したクラブが対象団体に所属した場合、同様の支援を受けられる。

### 2 活動体制の支援

#### (1) スポーツリーダーバンク

- ・市民のスポーツ活動を促進させるため、スポーツ指導者を登録し派遣する人材バンク。
- ・平成31年1月末現在、124人のリーダーが登録（H30年度新規登録7人）。市民の依頼に応じ、適したリーダーを紹介し、派遣。
- ・リーダーは4年間の登録で更新。更新の際は登録講習受講を義務づけ。
- ・リーダーへは毎年フォロー研修を実施し、スポーツ指導者としてスキルアップを図る。
- ・人材確保に向け、年2回募集。前期：3月1日～4月30日 後期：8月1日～9月30日
- ・今後は、各競技団体や大学等に対して、ライセンスを持った指導者の紹介を依頼するなどして、さらなる指導者の確保や資質向上を行うことを検討。

スポーツリーダーバンク登録者数推移（年度末時点）

（単位：人）

種別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1 地域スポーツ&マネジメントリーダー	58	51	51	52	49	22	15	17
2 地域スポーツリーダー	269	193	179	151	148	90	48	44
3 種目別スポーツ&マネジメントリーダー	23	28	26	25	19	6	6	6
4 種目別スポーツリーダー	171	133	121	110	116	69	51	50
5 マネジメントリーダー	20	12	12	11	12	10	8	7
計	541	417	389	349	344	197	128	124

H30はH31.1月末時点

#### スポーツリーダー種別

地域スポーツリーダー	熊本市スポーツ推進委員、各競技種目の指導歴等が豊富な者で、スポーツリーダーとして登録された者
種目別スポーツリーダー	文部科学省等認定スポーツ指導者の資格を有する者、教員免許を有する者で、スポーツリーダーとして登録された者
マネジメントリーダー	地域の社会体育団体等の役員及び総合型地域スポーツクラブの理解推進者で、スポーツリーダーとして登録された者

#### (2) 相談・助言

社会体育移行に関する各学校の部活動検討委員会や総合型地域スポーツクラブ等地域団体からの指導者を紹介してほしいといった要請などに対し、要請に応えることに加え、先行事例の紹介や問題解決に向けての相談・助言を行っている。

# 小学校運動部活動指針改定について（概要版）

〔熊本市教育委員会〕

児童にとって適切なスポーツ環境を確保するため、小学校の運動部活動について下記の改定を行う。

## ■ 小学校運動部活動のあり方検討

平成 31 年 4 月の施行に向け、校長、教頭、部活動主任、各部活動担当、体協、総合型地域スポーツ代表、保護者等をメンバーとした運動部活動検討委員会（仮称）を設置し、次の事項の検討・協議を行う。

- ・既存の運動部活動を現行のまま継続するかもしくは社会体育へ移行するか
- ・学校運動部活動及び社会体育に移行した場合の運営や指導方針（活動場所、日数、時間等）

※上記の検討にあたっては、子どもの運動の機会の保障を前提としつつ教員の負担軽減の観点にも配慮する。

## ■ 総合運動部の設置と活動〔H31.4月までに原則設置〕

運動の習慣化を図り、多くの種類の運動を経験し親しむための「総合運動部」を原則設置する。総合運動部の活動については、このねらいに鑑みて、活動内容や実施形態を工夫する。

## ■ 活動日、活動時間、練習試合〔H31.4 施行〕

活動日	週 3 日以内
休養日	週 4 日以上 土曜、日曜、祝日は原則休養日とする。 特に第 1 日曜は一切活動しない
活動時間 〔準備及び後片付けを含む〕	(平日) 1 時間 30 分以内 (休日※) 2 時間程度
練習試合	(範囲) 市域内
	(回数) 大会と合わせて月 2 回以内

※土日祝日の活動時間は必要がある場合

## ■ 大会への参加〔H31.4 施行〕

- (1) 小学校体育連盟の主催又は共催の大会ならびに市の主催事業のみに参加できることとする。
- (2) 小学校の運動部活動は、社会体育の大会への出場は行わないこととする。

## ■ 小学校運動部活動の社会体育への移行について

教育委員会は関係部局と連携し、指導者に関する情報提供の仕組みづくりや学校施設を利用する場合の許可基準の整理等に取り組むとともに、社会体育に移行した先行事例の紹介や課題解決に向けた相談・助言など移行に向けた取組を支援する。